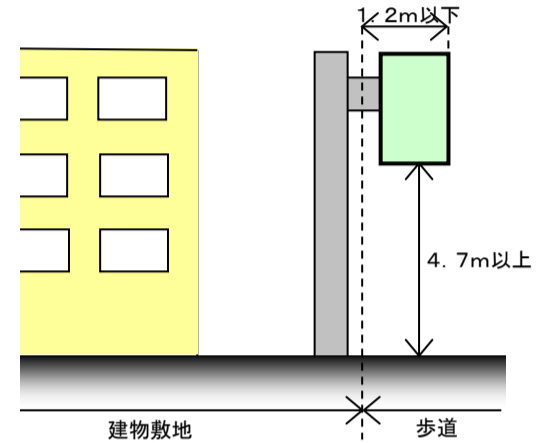


鳥取市屋外広告物条例の基準

すべての広告物に適用される基準
(禁止・制限を受けない広告物にも適用される基準)

区分		基準
安全性		広告物等が風雨、衝動等によって容易に倒壊、剥離、破損、落下等のおそれのあるものでないこと。
道路上への突き出し	路面から広告物の下端までの高さ	車道と歩道の区別のない道路 4. 7m以上であること
		車道と歩道の区別のある道路 車道の部分 2. 5m以上であること 歩道の部分
	突き出し部の長さ	0. 6m以下であること (ただし次の①～③をすべて満たす場合は1. 2m以下) ①道路の歩道の部分に突き出す場合 ②路面から広告物の下端までの高さが4. 7m以上である場合 ③建築物の構造、外観等を勘案して美観風致上及び危害防止上支障がないと認められる場合
信号機・道路標識等の効用への配慮		広告物等が信号機 ^m 又は道路標識の効用を妨げるものでないこと
大型広告物 (広告物の上端の高さ10m超、かつ、表示面積が30㎡超の広告物)	色彩	第2種許可地域以外 1面の表示面積の半分を超えて彩度8以上の色を使用しないこと
		第2種許可地域 (大型広告物に関する制限なし)
	照明・ネオンなど	第2種許可地域以外 移動・点滅・回転しないこと
		第2種許可地域 (大型広告物に関する制限なし)
美観風致への配慮		広告物等が環境に調和し、良好な景観を形成し、美観風致を妨げないこと
支柱等の突き出し		広告物等の正面、側面等に支柱等が突き出さないこと

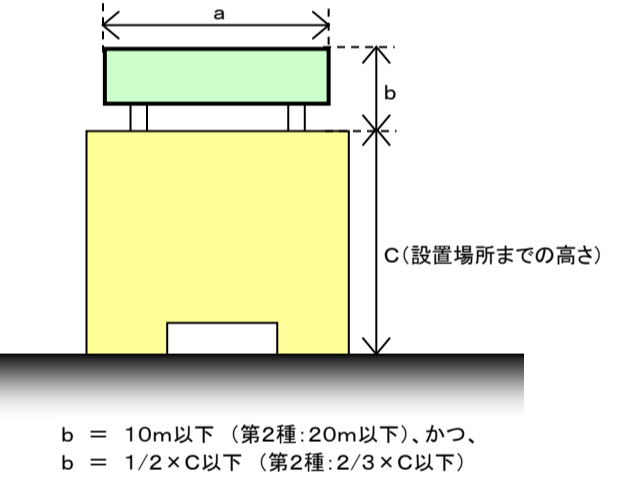
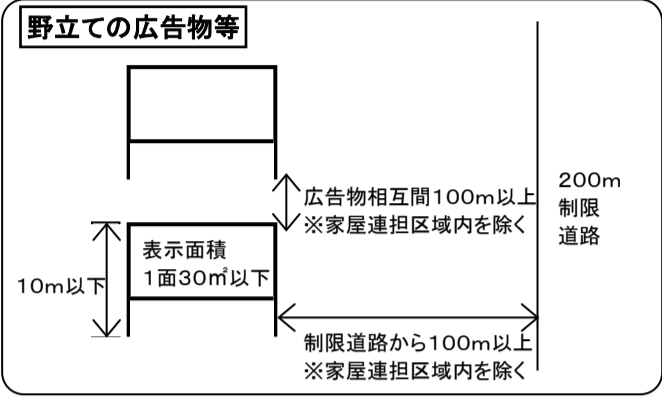


鳥取市屋外広告物条例の基準

広告物の種類に応じた許可基準

(広告物が許可を受ける際の基準。上記の基準と合わせて適用)

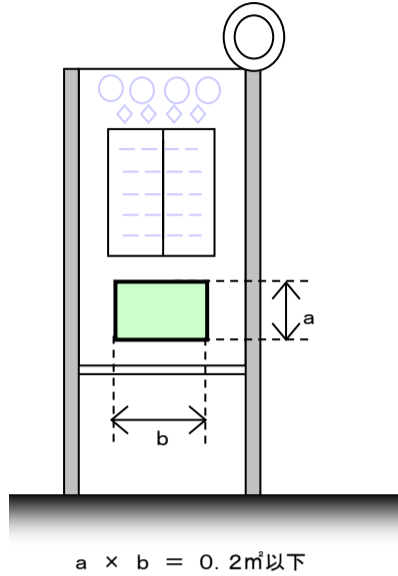
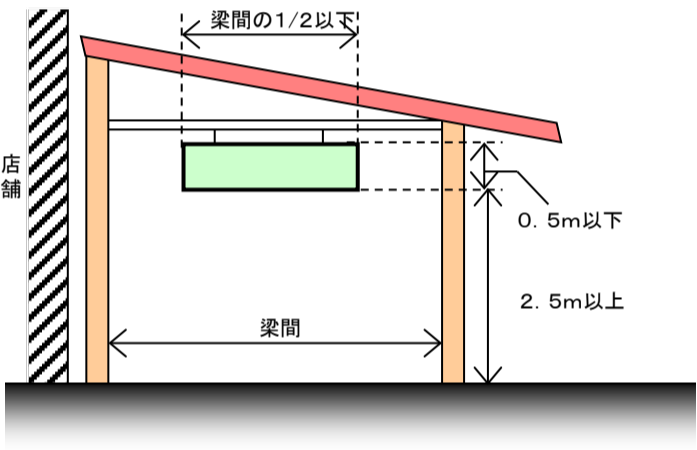
広告物の種	区分		基準	
野立ての広告物等	制限道路等からの後退距離	家屋連担区域以外	200m幅で制限されている場合 制限道路等から100m以上後退していること	
		500m幅で制限されている場合	制限道路等から200m以上後退していること	
		家屋連担区域	(後退距離基準なし)	
	広告物相互間の距離	家屋連担区域以外	他の野立ての広告物から100m以上離れているものであること	
		家屋連担区域	(相互間距離の基準なし)	
	表示面積		1面の表示面積が30㎡以下であること	
	高さ	第1種許可地域	地面から10m以下であること	
		第2種許可地域	地面から20m以下であること	
	建築物、へい又は垣を利用するもの	個数	1建築物につき1個であること	
			表示面積	
高さ		第1種許可地域	地面から広告物を設置する場所までの高さの2分の1以下であり、かつ、10m以下であること	
		第2種許可地域	地面から広告物を設置する場所までの高さの3分の2以下であり、かつ、20m以下であること	
壁面、へい又は垣を利用するもの		表示面積		30㎡以下であること
立看板	表示面積		2㎡以下であること	
	脚部を除く部分の大きさ		タテ2m以下、ヨコ1m以下であること	
	脚部の高さ		0.5m以下であること	



鳥取市屋外広告物条例の基準

電柱を利用する広告板	大きさ	タテ1.5m×ヨコ0.33mを基本とする ※巻付看板については、1㎡の範囲内において2面を1個として提出することができる		
	個数	電柱1本につき1個であること ただし、電柱に巻き付ける場合、1本の電柱に巻き付ける広告板と添加する広告板を各々1個ずつまでとすることができる		
	表示の方法	電柱に直接塗布するものでないこと		
	電柱に巻き付ける広告板	表示する範囲	地上1.5mから3.5mまでの範囲内に表示すること	
	電柱に添加する広告板	突き出し部分の長さ	0.6m以下であること	
		設置の方法	道路の中心線に直角に設置するものであること	
広告物の下端までの高さ		道路敷以外にある電柱に添加する場合には、地面から広告板の下端までの高さが2.5m以上であること		
街灯柱を利用する広告板	個数	街灯柱1本につき1個であること		
	表示の方法	街灯柱に巻きつけ、又は直接塗布するものでないこと		
	大きさ	タテ1.5m以下、ヨコ0.5m以下であること		
	突き出し部分の長さ	0.6m以下であること		

鳥取市屋外広告物条例の基準

バス停留所標識を利用する広告板	表示位置		時刻表の表示板の下端に表示するものであること	
	表示面積		0.2m ² 以下であること	
広告柱	高さ		2m以下であること	
	柱の幅又は直径		0.2m以下であること	
アーケードに添加する広告物	個数		原則として、1商店につき1個であること	
	設置位置		アーケードの上部には設置しないこと	
	規格の統一		アーケードの上部には設置しないこと	
	大きさ		タテ0.5m以下、ヨコがアーケードの梁間の2分の1以下であること	
広告幕	横断幕	地面から横断幕の下端までの高さ		5m以上であること
		大きさ		タテ1m以下、ヨコ15m以下であること
	垂れ幕	大きさ	第1種許可地域	タテ20m以下、ヨコ1m以下であること
			第2種許可地域	タテ20m以下、ヨコ1.8m以下であること
	旗及びのぼり	大きさ	タテ3m以下、ヨコ1m以下であること	
地面から旗又はのぼりの布等の表示する部分の下端までの高さ			1.5m以上であり、かつ、上端までの高さが5m以下であること	
アーチ	厚さ		アーチの厚さが1.5m以下であること	
気球広告	つり下げの方法		気球につり下げる広告物は、ネットを用いて取り付けられるものであること	
はり紙	表示面積		1.5m ² 以下であること	

※その他の広告物等については、各基準との均衡を考慮し、その都度定める。

※許可基準が適用されない適用除外広告物にあっても、許可基準をできる限り遵守することが適当です。

鳥取市屋外広告物条例の基準

適用除外広告物の基準

区分		基準		
案内誘導広告物 ※設置する際に許可を受ける必要があります	表示方法等の基準	広告物等の表示の方法等の基準に適合するものであること		
	事業所等の位置	禁止又は制限道路等から原則として1km以内であること		
	設置件数	同一の事業所等につき2個以下であること		
	表示面積	単独で表示する場合	1面の表示面積0.5㎡以下、合計の表示面積1㎡以下であること	
		複数の事業所等が集合で表示する場合	事業所等ごと	1面の表示面積0.75㎡以下、合計の表示面積1.5㎡以下であること
			広告物全体	1面の表示面積10㎡以下、合計の表示面積20㎡以下であること
	高さ	地面から3m以下であること ただし、平年において積雪の深さが3m以上となることがあると認められる地域にあっては、この限りでない		
表示内容	自己の氏名、名称、店名、屋号、商標、事業・営業内容、居所・事業所・営業所の位置 事業・営業内容は、「性風俗関連特殊営業」(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項)のための広告物等でないこと			
街灯に表示する広告物	設置者	その街灯の設置者、または、その街灯の経費を負担する者であること		
	設置個数	街灯柱1本につき1個であること		
	表示の方法	街灯柱に巻き付け、又は直接塗布するものでないこと 道路の中心線に直角に設置するものであること		
	大きさ	タテ1.1m以下、ヨコ0.3m以下であること		
	突き出し部分の長さ	0.4m以下であること		
	地面から広告板の下端までの高さ	4.7m以上であること		
	表示内容	自己の氏名、名称、商品名		
自家用広告物	表示面積	10㎡以下(総量規制)であること		
	表示内容	自己の氏名、名称、店名、屋号、商標、事業・営業内容、居所・事業所・営業所の位置		
	設置場所	自己の居所・事業所・営業所であること		
自己管理地広告物	表示面積	1.5㎡以下であること		
	高さ	地面から1.5m以下であること		
はり紙	表示面積	0.13㎡以下であること		
はり札等	表示面積	0.10㎡以下であること		
一時的・仮設的な広告物	表示期間	10日以内であること		